

○香美市広告入り封筒の寄附に関する要綱

平成19年10月30日

告示第149号

改正 平成20年1月23日告示第10号 令和2年3月5日告示第33号

令和5年9月22日告示第162号

(目的)

第1条 この告示は、香美市が使用する広告入り封筒の寄附に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 窓口用封筒 来庁者が各種証明書の持ち帰り用として利用するもので、広告が掲載されたものをいう。
- (2) 公用封筒 市民、市内の民間企業、全国の自治体等への書類発送用として利用するもので、広告が掲載されたものをいう。
- (3) 市税納付書等発送用窓あき封筒 課税対象者への納付書等の発送用として利用するもので、広告が掲載されたものをいう。

(使用期間)

第3条 広告入り封筒の使用期間は、香美市役所内に設置してから市民等への配布が終わるまでの期間とする。

(封筒に掲載する広告の要件)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係るもの
- (5) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (6) 人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの
- (7) 公の秩序及び善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (8) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (9) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (10) 国又は地方公共団体が広告対象の会社、製品及び商品サービスを推奨していると誤解を招

くおそれのあるもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する業種及び業者の広告は、掲載しない。

(1) 風俗営業類似の業種

(2) 消費者金融業

(3) たばこに係る業種

(4) ギャンブルに係る業種

(5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種及び業者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生更正手続中の業者

(7) 香美市の市税を滞納している者

(8) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供する者

(9) 前各号に掲げるもののほか、掲載する業種及び業者として適当でないと市長が認めるもの
（寄附希望者の公募）

第5条 広告入り封筒の寄附を希望する者（以下「寄附希望者」という。）は、公募により選定するものとする。

2 前項の公募は、香美市公式ホームページ及び広報誌により行うものとする。

（寄附の申込み）

第6条 寄附希望者は、広告入り封筒の寄附採納申込書（様式第1号）に原稿を添えて、市長が指定する期日までに申し込まなければならない。ただし、申込み時に原稿の添付が困難な場合は、この限りでない。

（広告掲載の決定）

第7条 市長は、前条により広告入り封筒の寄附の申込みを受けたときは、香美市有料広告の掲載に関する要綱（平成19年香美市告示第147号）第11条及び第12条に規定する香美市広告掲載審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、答申を受けた後掲載の可否を決定し、受理することを決定したときは、広告入り封筒の寄附受理通知書（様式第2号）を、不受理と決定したときは、広告入り封筒の寄附不受理通知書（様式第3号）により寄附希望者に通知するものとする。ただし、審査会の委員長が審査会に付する必要がないと認める事案又は急を要する事案については、回議により審査会の審査に代えることができる。

2 市長は、寄附希望者の数が複数あるときは、次の順位により決定する。

(1) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業若しくは事業者等（出店を予定する者を含

む。)又は商店街等の広告を掲載する者

(2) 前号に規定するもの以外の企業若しくは事業者等又は商店街等の広告を掲載する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、香美市が使用する広告入り封筒として適当であると市長が認める広告を掲載する者

(製作上の注意事項)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、寄附希望者が負うものとし、市が広告主であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

2 寄附希望者は、広告内容、色、形状等の仕様について事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に製作しなければならない。

3 広告の記載部分は、窓口用封筒は表面積及び裏面積のそれぞれ40パーセント未満とし、公用封筒及び市税納付書等発送用窓あき封筒は裏面のみとする。

4 市の掲載内容は、香美市名、所在地、市章その他本市が指定する事項とする。

(経費の負担等)

第9条 広告入り封筒を作成する全ての経費は、寄附希望者の負担とする。

(広告内容等の変更)

第10条 市長は、広告の内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの告示に抵触していると判断したときは、寄附希望者に対して、広告の内容等の変更を求めることができる。

(使用の取りやめ)

第11条 市長は、香美市が使用する封筒として適当でないと認めるときは、封筒の使用を取りやめることができる。

(広告掲載の取下げ)

第12条 寄附希望者は、自己の都合により、香美市への広告入り封筒の寄附を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

(代替品の納品)

第13条 前条の規定により、寄附希望者が設置期間中において広告入り封筒の寄附を取り下げる場合は、代替品を速やかに納品しなければならない。

(問題発生時の対応)

第14条 寄附希望者は、広告入り封筒の内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年10月30日から施行する。

附 則 (平成20年1月23日告示第10号)

1 この告示は、平成20年1月23日から施行する。

附 則 (令和2年3月5日告示第33号)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月22日告示第162号)

1 この告示は、令和5年9月22日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

香美市長様

申込者住所

社名

代表者職氏名

電話番号

FAX番号

E-MAIL

広告入り封筒の寄附採納申込書

このたび下記の物品を香美市へ寄附しますので採納してください。

窓口用封筒

サイズ	数量	備考

公用封筒

サイズ	数量	備考

市税納付書等発送用窓あき封筒

サイズ	数量	備考

(注) 申し込みに当っては、香美市広告入り封筒の寄附に関する要綱等を遵守し、広告内容に関する責任は申込者が負うこと。又、香美市が香美市税の納付状況調査を行うことに同意すること。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

香 美 市 長

広告入り封筒の寄附受理通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告入り封筒の寄附については、受理することと決定したので通知します。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

香美市長

広告入り封筒の寄附不受理通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告入り封筒の寄附については、不受理とすることと決定したので通知します。

不受理の理由

()